

高松市職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 8 月 1 3 日

高松市長 大 西 秀 人

高松市規程第 1 4 号

高松市職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

高松市職員特殊勤務手当支給規程（昭和 4 9 年高松市規程第 6 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表（第 2 条—第 4 条関係）			別表（第 2 条—第 4 条関係）		
手当の種類	手当の支給を受け る職員の範囲	手当の額	手当の種類	手当の支給を受け る職員の範囲	手当の額
略			略		
災 害 応 急 作 業等手当	（1） 異常な自然 現象により重大 な 災 害 が 発 生 し、又は発生す るおそれがある 現場において巡	1 日につき <u>7 1 0 円</u> （日没から日出までの間にお いて従事した場合はその額に その 1 0 0 分の 5 0 に相当す る額を加算した額）	災 害 応 急 作 業等手当	（1） 異常な自然 現象により重大 な 災 害 が 発 生 し、又は発生す るおそれがある 現場において巡	1 日につき <u>4 8 0 円</u> （日没から日出までの間にお いて従事した場合はその額に その 1 0 0 分の 5 0 に相当す る額を加算した額）

	回監視の業務に従事した職員 (2) 異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した職員 (3) 市の区域外で市長が認めるもの	1日につき <u>1, 0 8 0 円</u> (日没から日出までの間において従事した場合はその額にその1 0 0 分の5 0に相当する額を加算した額) 1日につき <u>1, 4 4 0 円</u> (日没から日出までの間において従事した場合はその額にその1 0 0 分の5 0に相当する額を加算した額)			回監視の業務に従事した職員 (2) 異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した職員 (3) 市の区域外で市長が認めるもの	1日につき <u>7 3 0 円</u> (日没から日出までの間において従事した場合はその額にその1 0 0 分の5 0に相当する額を加算した額) 1日につき <u>1, 0 8 0 円</u> (日没から日出までの間において従事した場合はその額にその1 0 0 分の5 0に相当する額を加算した額)		
緊急消防援助隊手当	消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊	1日につき <u>2, 8 8 0 円</u>		緊急消防援助隊手当	消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊	1日につき <u>2, 1 6 0 円</u>		

	の一員として、災害が発生した市町村に出動し、消防の応援等の任務に従事した消防吏員			の一員として、災害が発生した市町村に出動し、消防の応援等の任務に従事した消防吏員	
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表災害応急作業等手当の項第 1 号及び第 2 号の改正規定は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表災害応急作業等手当の項第 3 号及び緊急消防援助隊手当の項の規定は、令和 8 年 8 月 1 日から適用する。